

# 沖縄FTZと中継貿易の展望

高良 守



高良守氏

ため議論されたことは沖縄で生まれ育った私にとってこれほど誇りに思ふことはない。

角度から、また具体的に問題点を洗い出し、さら

比較優位性を実際のデータを用いて検証し、その上で、沖縄の経済発展もしくは活性化のための必

要条件である制度やインフラ整備・施設等の導入混合、加工、製造、見本販売などが認められ、輸

出港の自由貿易地域は、そのための独自の「法的整備」が完全にないといつ

「その地域(域内)に出入りする外国貨物に対して関税が課せられない」というところに特徴がある。

沖縄自由貿易地域は、自由貿易を可能にせしめるための独自の「法的整備」が完全にないといつ

## 不完全な「法的整備」

### 海外の制度と大きな隔たり

高良守(たから まもる)

大田昌秀知事の代理署名拒否をきっかけに、沖縄米軍用地の跡地利用問題や国際都市形成構想の問題に対してもこれまでに大学の有識者や企業家たるもの間で経済問題に関する多くの議論が県内の両紙面やテレビ等のメディアを通じて激しく行われてきた。

多くの大学の先生方や事業家・企業家の方々が、豊かな沖縄を目指す

大田昌秀知事の代理署名拒否をきっかけに、沖縄米軍用地の跡地利用問題や国際都市形成構想の問題に対してもこれまでに大学の有識者や企業家たるもの間で経済問題に関する多くの議論が県内の両紙面やテレビ等のメディアを通じて激しく行われてきた。

諸問題の中で将来、沖縄の経済発展のカギとなる多くの議論が県内の両紙面やテレビ等のメディアを通じて激しく行われてきた。

返還後)の沖縄における比較優位性を検討するとともに中継貿易の可能性を論ずる。

要条件である制度やインフラ整備・施設等の導入を提案する。

世界に現存する自由貿易地域は、「復帰対策要綱第二次分」において閣議決定(昭和四十六年三月二十三日)され、「沖縄振興開発特別措置法」(昭和四十六年十二月三十一日閣議決

に九七年七月以降(香港入統制の制約を受けない地域)をいう。

沖縄の自由貿易地域は「貿易港の全部または一部を区画して一国の関税、目的などと関連して、必ずしもこれら行為のすべてを自由にできると規定されるため一般的に認知されている「自由貿易地域」とは性格を異にし

しかし、沖縄法に規定されている沖縄県の自由貿易地域は、関税法や外為法等の国内関係法規が適用される。28歳。小禄高校、沖縄大学短大部英語学科、同大法経学部経済学科卒。1968年10月生まれ。28歳。小禄高校、沖縄大学短大部英語学科、同大法経学部経済学科卒。1968年4月、琉大大学院法文学部人文社会科学研究科に入学。



輸出加工区を背後に抱える台湾・高雄港